

企画競争に関する公告

次のとおり企画競争に関する委託先事業者の選定を行う。

公 示 第 2 0 3 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

支出負担行為担当官

東京労働局総務部長 高橋 秀誠

1 企画競争に付する事項

- (1) 件 名 就職・自立促進講習（平成 2 5 年度）
- (2) 実施主体 東京労働局職業安定部職業対策課
〒102-8305 東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 12F
- (3) 事業概要 生活保護受給者等の就労支援においては、支援対象者の職業能力を高めるため、求職者支援訓練基礎コース等の職業訓練（以下「職業訓練」という。）の受講が有効な場合も多いが、職業経験の乏しい生活保護受給者等であって、コミュニケーション能力や生活習慣等の面で準備が不十分なものについては、職業訓練の円滑な受講に向けて一定の支援が必要となる。
このため、職業訓練への円滑な移行を目的として、受講が不十分な者のうち 1 か月程度の講習により改善が期待できる者に対して短期間の講習を実施することにより、コミュニケーション能力や生活習慣等を改善するための就職・自立促進講習を、地域の実情を踏まえ、適切と認められる民間団体に委託して実施するものである。
- (4) 仕 様 就職・自立促進講習企画書募集要項（当該要項別添 1 企画書作成のための仕様書）による。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 7 1 条に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 平成 2 5 ・ 2 6 ・ 2 7 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「関東・甲信越」における「役務の提供等」を所持している者であること。
- (5) 過去 1 年間に於いて、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる

者でないこと。

- (6) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められている用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」の範囲とする。

企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3省第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは所分に違反していないこと。

（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（企画書提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の雇用率（2.0%）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用しているこ、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）

企画書提出時から過去3年間に於いて、上記以外の法令違反等あり、社会通念条著しく信用を失墜しており、本事業の実施に支障を来すと判断されるものでないこと。

- (7) 次の事項に該当する者でないこと。

提出書類に虚偽の事実を記載した者

経営の状況又は信用度が極端に悪化している者

- (8) 生活困窮者の支援の実績がある、又は、生活困窮者の支援が見込まれること。

3 契約候補者の選定方法

「就職・自立促進講習企画書募集要項」に基づき提出された企画書等について審査を行い、契約候補者一人を選定する。

4 企画書募集要項を交付する日時及び場所

- (1) 日 時 平成25年8月9日（金）～8月22日（木）

- (2) 場 所 東京労働局職業安定部職業対策課特別雇用対策係
東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 12F

5 企画競争に係る説明会の開催

本事業及び企画競争に関する説明会を実施する。

- (1) 日 時 平成25年8月23日(金) 15時～
- (2) 場 所 九段第三合同庁舎共用会議室4
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎11F

6 企画書等の提出期限・提出場所

平成25年8月30日(金) 17時(厳守)

東京労働局職業安定部職業対策課特別雇用対策係

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12F

7 その他

- (1) 本企画競争及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 契約保証金
免除。
- (3) 企画書等の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書等、企画競争参加事業者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書等、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要。
- (5) 委託先事業所の選定方法
東京労働局職業安定部職業対策課を事務局とする企画審査委員会において、企画書等をもとに総合的に審査し、決定する。
- (6) 詳細は、「就職・自立促進講習企画書募集要項」による。

8 企画提案会の開催

- (1) 日 時 平成25年9月6日(金) 15時～17時
- (2) 場 所 九段第三合同庁舎共用会議室3-2
東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎11F
- (3) 内 容 事業企画書に基づく企画内容の説明及び質疑応答。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できないので、提出された事業企画書のみを用いた説明とする。
- (4) 説明時間 ①事業所につき15分程度
- (5) 出席者数 1事業者につき3名以内
- (6) その他 応募状況により、説明時間については変更することがある。また、応募者多数の場合には、企画提案会開催前に「事業企画書の概要(任意形式)」に基づいて書類選考を実施することとし、書類選考の採否については、決定後文書等で連絡する。